

議案説明書

令和6年4月臨時会

令和6年度生駒市議会第2回(4月)臨時会 議案説明会

1 日 時 令和6年4月16日(火) 午前10時

2 場 所 第1会議室

3 説明議案

議案第40号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第41号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第42号	専決処分につき承認を求めることについて(生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

4 出席議員

福中眞美 白本和久 伊木まり子 塩見牧子 浜田佳資 竹内ひろみ
恵比須幹夫 成田智樹 吉村善明 片山誠也 改正大祐 神山さとし
山下一哉 加藤裕美 中嶋宏明 中尾節子 梶井憲子 辰巳綾子
芦谷真治 森雄亮 橋本宏淳 高杉千代子

5 説明のため出席した者

財 務 部 長 岡田 敬 子育て健康部長 吉村智恵

議案第40号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

【財務部】

この2議案は、令和6年3月定例会の議会運営委員会において、事前に専決処分の申し入れを行ったもので、「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、本年4月1日から施行しなければならない部分について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を賜りたく、議案を提出するものです。

なお、改正の内容については、専決処分を申入れしたときと変更ありません。まず、「主な改正内容」の「生駒市税条例の一部を改正する条例」です。

まず、1個人住民税「定額減税」は、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を実施する生駒市税条例の一部改正です。この定額減税による住民税所得割額の減収分は、全額国費から補填されます。

次に、2固定資産税について、(1)負担調整措置の延長については、評価替えによる、課税標準額の急激な上昇を抑制する負担調整措置について3年間延長となりました。(2)再生可能エネルギーに係る特例措置に関する改正は、太陽光発電設備等に係る特例措置適用期限を2年延長とすること及び再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の見直しにより、バイオマス発電設備のうち、1万kw以上2万kw未満の発電設備で、一定の条件に該当するものの特例率について、7分の6を参酌して、14分の11以上14分の13以下の範囲内で、条例で定めるとされたため、本市においては、標準の7分の6を適用する改正を行っています。

3その他ですが、法令の改正による条文の整理等所要の改正を行いました。次に、生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例です。都市計画税条例においても、固定資産税条例と同様の負担調整措置及び法令の改正による条文の整理等所要の改正を行っています。

最後に、施行期日は生駒市税条例及び生駒市都市計画税条例ともに、令和6年4月1日です。

議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて（生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

【子育て健康部】

今回の改正については、先の3月議会運営委員会で事前に申し入れを行いました。令和6年3月30日付けで、「地方税法等の一部を改正する法律」が公布されたため、地方自治法第179条第1項の規定により、「生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を令和6年3月31日付けで、専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

今回の改正につきましては、令和5年度に引き続き、低所得者に係る保険税軽減の対象世帯を、拡大するものです。

国民健康保険税については、所得に応じて賦課される応能分である所得割と、応益分として、等しく一人当たり賦課される均等割と一世帯当たり賦課される平等割からなります。このうち、応益分である均等割と平等割については、世帯の所得額により、7割、5割、2割の3段階で軽減しています。今回は、このうち2割軽減と5割軽減について、改正するものです。

具体的な内容として、3人世帯の所得基準を例に示すと、「2割軽減の拡大」につきましては、軽減対象となる1人当たりの金額を53万5千円から54万5千円に1万円引き上げ、3人世帯の給与収入で、約302万3千円以下が、改正後は約306万7千円以下までの世帯に拡大します。「5割軽減の拡大」についても、軽減対象となる1人当たりの金額を29万円から29万5千円に5千円引き上げ、3人世帯の給与収入で約197万1千円以下が、改正後は、約199万5千円以下までの世帯に拡大します。

また、施行期日については、附則において、令和6年4月1日からとしています。